

山田町告示第 89 号

山田町自殺対策計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成 30 年 8 月 22 日

山田町長 佐藤 信逸

山田町自殺対策計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 2 項の規定に基づき山田町自殺対策計画を定めるに当たり、関係者から広く意見を聴取するため、山田町自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 委員会は、次に掲げる事項について、情報提供及び助言を行う。

- (1) 自殺対策の基本理念及び目標に関すること。
- (2) その他自殺対策について検討が必要な事項

(組織)

第 3 委員会の委員は、20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 住民組織の代表
- (2) 保健医療関係者、福祉関係者等の代表
- (3) 各種産業関係者の代表
- (4) 教育関係者の代表
- (5) 警察消防関係者の代表
- (6) その他町長が必要と認めるもの

(任期)

第 4 委員の任期は、計画の策定が終了する日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、この職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、必要に応じて町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、健康子ども課において処理する。

(謝礼)

第8 委員が会議に参加したときは、予算の範囲内において謝礼を支払うものとする。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

山田町自殺対策計画策定委員名簿

所 属	職 名	氏 名	区 分
傾聴ボランティア えがお	会長	伊藤 レイ子	第 1 号委員
精神保健ボランティア すばるの会	代表	堀合 淑恵	
山田町民生児童委員協議会	会長	○坂本 照男	
山田町婦人団体協議会	会長	後藤 夕香里	
山田三師会	会長	◎内田 一幸	第 2 号委員
岩手県宮古保健所	所長	田名場 善明	
宮古児童相談所	所長	今野 浩彦	
特定非営利活動法人 宮古圏域障害者福祉推進ネ ット	事務局長	盛合 一男	
山田町社会福祉協議会	会長	箱石 紅子	
山田町保育施設協議会	会長	中村 千賀子	
長寿福祉課	課長	菊池 ひろみ	
山田町商工会	事務局長	佐々木 實	第 3 号委員
三陸やまだ漁業協同組合	総務課長	竹内 千香子	
山田町校長会	会長	渡邊 淳	第 4 号委員
学校教育課	次長	箱山 智美	
岩手県宮古警察署山田交番	所長	倉沢 利広	第 5 号委員
消防防災課	課長	中村 光宏	

◎-会長、○-副会長

資料

山田町自殺対策計画 策定経過

開催日時	会議名称等	概要
平成 30 年 4 月	山田町自殺対策計画策定に係る課内協議	山田町自殺対策計画策定におけるスケジュールや方向性の確認
6 月 29 日	第 1 回山田町自殺対策本部会議	山田町自殺対策計画、自殺対策に係る事業の棚卸について説明
7 月 6 日	各課へ事業の棚卸依頼	事業の棚卸について依頼し、適宜ヒアリングの実施
10 月 4 日	山田町自殺対策計画素案作成	各課の事業の棚卸結果を反映し、素案を作成
10 月 16 日	第 1 回山田町自殺対策計画策定委員会	山田町自殺対策計画（案）について 専門家等の意見の聴取
11 月 26 日	第 2 回山田町自殺対策計画策定委員会	
平成 30 年 12 月 12 日 ～ 平成 31 年 1 月 11 日	パブリックコメント	ホームページ、町民ホール等でパブリックコメントの受付
平成 31 年 1 月 15 日	第 2 回山田町自殺対策本部会議	山田町自殺対策計画（案）について審議
平成 31 年 1 月 17 日	議会全員協議会	山田町自殺対策計画（案）について議会全員協議会にて報告